② 中小企業・小規模事業者及び支援機関の人材確保・育成支援

(ｱ) 支援人材能力開発事業

地域における中小企業支援機関の支援担当者の能力強化に係る研修事業。

(ｲ) その他中小企業・小規模事業者の人材確保・育成に係る支援事業。

③ 中小企業連携組織対策事業

組合等の活性化に資する事業を円滑かつ効果的に実施するため、都道府県中央会指導員等の人材育成事業や各組合等の実施している取組事例、官公需に関する情報等を収集・加工し、各組合等に広く情報提供する事業。

④ その他の経営基盤の強化に資する事業

その他、地域の実情に応じ、必要となる支援事業。

⑶ 小規模事業者に焦点を当てた施策の展開

① 中小小売商業の振興支援

(ｱ) 商店街振興組合指導事業

都道府県商店街振興組合連合会が各商店街振興組合等に対し指導等を行う事業。

(ｲ) その他の中小小売商業の振興に係る支援事業。

② 経営改善普及事業

全国の商工会、商工会議所及び都道府県商工会連合会が実施する、小規模事業者からの様々な相談に対するきめ細かな対応や、ニーズに応じた専門家の派遣、若手後継者等の人材育成の推進など、小規模事業者の経営改善や経営革新を支援するための事業。

③ その他小規模事業者の経営力向上等に対する支援事業。

⑷ 消費税転嫁対策を含む中小企業・小規模事業者の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化

① 消費税転嫁に関する情報受付窓口設置

消費税転嫁対策特別措置法に違反する行為の防止及び是正を徹底するため、違反行為に関する情報の収集や事業者に対する指導または助言等を行う事業。

② 経営安定特別相談事業

経営の危機に直面した中小企業・小規模事業者の円滑な問題解決を図るため、全国の都道府県商工会連合会及び主要商工会議所に「経営安定特別相談室」を設置し、中小企業・小規模事業者からの相談に応じる体制を整備する事業。

③ その他の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化に資する事業

その他、地域の実情に応じ、中小企業・小規模事業者の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化のために必要となる事業。

Ⅴ．独立行政法人中小企業基盤整備機構の事業

１．事業の実施体制

中小機構は、第三期中期目標（平成26年２月28日付け財務大臣及び経済産業大臣指示）に基づき、お客様重視を第一とし、地域本部をはじめとした広域的な中小企業・小規模事業者支援の実施体制を整備する。

また、地域支援機関等との連携・協働を一層強め、中小企業・小規模事業者の経営課題に即応した切れ目のない支援を提供していく体制を構築する。

２．事業の概要

中小機構が行う平成28年度の各支援事業は、上記の観点を踏まえて、以下のとおり実施する。

⑴ イノベーションの推進

① 地域支援機関連携強化事業

中小企業・小規模事業者の全国的な支援体制を強化するため、機構の知見とノウハウを結集し、地域支援機関等への施策情報等の提供、支援上の課題への相談・助言、優れた支援事例や支援ノウハウの収集・提供、国の政策課題に対応した支援能力を向上させるための専門家等に対する研修、地域レベル・全国レベルでの地域支援機関等の連携の促進等を行う。

② 認定経営革新等支援機関支援協力業務

認定支援機関が抱える支援上の課題等に対して、専門家による助言、情報提供のほか必要な協力業務を行う。

具体的には、中小機構の各地域本部での専門家等による窓口相談や出張相談のほか、中小機構の多様な支援ツールを活用した支援を行う。

③ 地域中小企業普及啓発事業

中小企業施策情報、先進的な企業の事例情報等、中小企業・小規模事業者、都道府県や地域支援機関等の支援担当者等にとって必要な情報をワンストップで提供する中小企業ビジネス支援サイト（Ｊ－Net21）を運営する。加えて、中小企業・小規模事業者の経営課題の解決や、支援ノウハウ提供のための調査研究等を行い、得られた成果等の啓発・普及を図る。また、施策浸透フォーラム等の開催等を通じ、中小企業・小規模事業者に対して支援施策の浸透を図る。

④ 養成研修事業

中小機構は、中小企業大学校等を活用し、経営課題における解決能力の向上を目指す経営者等や、質の高い助言が行える支援人材を育成するため、以下の研修を実施する。

(ｱ) 経営者等向け研修

企業経営者や経営幹部等を対象に座学による講義に加え、自社の経営データを持ち寄った経営課題の解決策や製造業における現場改善実習といった実践的な研修を実施する。

特に、経営管理者や後継者等を対象とした他の研修機関では実施が困難な長期研修及び政策要請の高い研修に重点を置く。

(ｲ) 支援人材向け研修

都道府県や地域支援機関の職員等に対し、中小企業・小規模事業者の経営診断実習や中小企業・小規模事業者の多種多様な事例を活用した演習等に重点をおいた実践的な研修を実施する。

⑤ 高度化事業

中小企業・小規模事業者が共同して経営基盤の強化や事業環境の改善を図るために組合等を設立して実施する事業や、第三セクター、地方公共団体、商工会等が中小企業・小規模事業者を支援するために実施する事業に対して、事業計画について都道府県及び中小機構が診断・助言を行うとともに、施設整備に必要な資金を都道府県と中小機構が財源を出し合い長期・低利の融資を行う。

また、既に融資を実行した組合、組合員等に対しては、事業目的の達成や財務状況の改善を支援するため、相談、助言、アドバイザー派遣等により、積極的な経営支援を行う。

⑥ 創業・新事業創出等支援事業等

女性・若者等の創業者及び創業を支援する地域支援機関等に対する相談・助言、支援施策等に関する情報提供、支援ネットワークの構築支援等を行う。

中小企業・小規模事業者の新事業活動を効果的・効率的に支援するため、地域支援機関等と緊密な連携を図りながら、地域本部等が、農商工連携促進法、地域資源活用促進法、中小企業新事業活動促進法に係る事業活動に取り組む中小企業・小規模事業者に対して計画策定から販路開拓まで一貫した支援を行うとともに、ものづくり分野の高度な技術の事業化、広域的な販路開拓や海外展開など高度な専門性を要する経営課題を抱える中小企業・小規模事業者に対して課題解決に向けた経営支援を行う。